

## 船舶事故調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月30日 06時17分ごろ
発生場所	山口県 <small>くだまつ</small> 下松市 <small>かまど</small> 笠戸島北東方沖 浦野内三等三角点から真方位073° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 58.7′ 東経131° 52.9′)
事故の概要	油タンカー <small>こうき</small> 高輝丸は、南東進中、また、漁船 <small>りきあ</small> 力垂丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 高輝丸、122トン 135338、高山石油株式会社 B 漁船 力垂丸、3.2トン YG3-57336（漁船登録番号）、個人所有 第291-35541号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海）（履歴限定） B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：07時00分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、山口県徳山下松港第4区西部の島田岸壁に接岸中の他船に給油する目的で、徳山下松港第2区を出航し、船長Aが、船橋当直に就き、法定灯火を表示して手動操舵により操船し、笠戸島北東方沖を約9.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進していた。 船長Aは、レーダーを停止して目視で見張りをしながら操船中、前方に両色灯の緑灯及び紅灯を見せて北西進しているB船を認め、B船と左舷対左舷で通過しようと思い、右舵を取って僅かに右転した。 船長Aは、針路及び速力を保持して航行を続けていたところ、B船が紅灯だけを見せるようになって左舷対左舷で通過できると思ったが、しだいに灯火の見え方が変化してB船が緑灯だけを見せるようになって衝突の危険を感じ、投光器でB船に対して発光信号を送ったものの、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。

	<p>船長Aは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、山口県笠戸湾の漁場に向かう目的で、山口県田布施町尾津漁港（別府地区）を出港し、船長Bが、操舵室の操縦席に腰を掛けて操船と見張りに当たり、法定灯火を表示して自動操舵により、笠戸島北東方沖を約15.0knの速力で北西進していた。</p> <p>船長Bは、目視及びレーダーで見張りをしながら操船中、右舷船首方に‘無灯火のシーカヤック、ゴムボート等の小型船’（以下「小型船群」という。）が多数いたので、それらに注意を向け、船首が自動操舵により左右に振れたまま航行を続けていたところ、南東進して接近するA船を認め、衝突の危険を感じ、右舵を取ったものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、前胸部を舵輪に打ち、前胸部打撲を負った。</p>
分析	<p>A船は、南東進中、船長Aが、前方に両色灯の緑灯及び紅灯を見せて北西進しているB船を認めた際、B船と左舷対左舷で通過しようと思ひ、僅かに右転して航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北西進中、船長Bが、右舷船首方の小型船群に注意を向けていたことから、南東進中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が南東進中、B船が北西進中、船長Aが、前方に両色灯の緑灯及び紅灯を見せて北西進しているB船を認めた際、B船と左舷対左舷で通過しようと思ひ、僅かに右転して航行を続け、また、船長Bが、右舷船首方の小型船群に注意を向けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋当直者は、他船と行き会う状況となった場合、余裕のある時機に、安全な距離を保って通過することができるように大きく右転すること。</li> <li>・ 船長は、航行中、一定の方向ばかり注意を向けず、常に目視で周囲の状況を確認するなど、適切な見張りを行うこと。</li> </ul>